

一般社団法人 四谷青色申告会



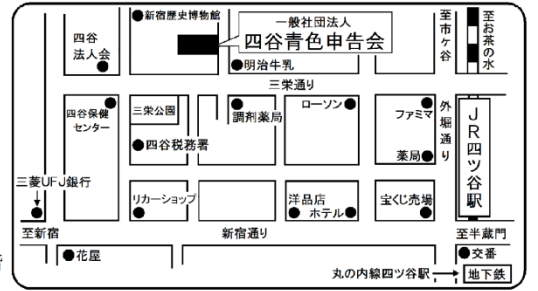
会報よつや

〒160-0008 東京都新宿区四谷三栄町12-58 四谷税経ビル1階

第 578 号

電話 03-3351-6195 FAX 03-3351-9500

(ホームページアドレス) <http://www.taxpayer.or.jp>



発行所 一般社団法人 四谷青色申告会
発行責任者 伊 東 克 朗

令和七年度

基本方針(案) 事業計画(案)

1. 基本方針

本会は健全な納税者団体として、青色申告者に誠実な記帳と適正な申告の普及徹底を図るとともに、租税に関する調査研究を行い、もって納税道義の高揚及び公平な税制と円滑な税務行政の確立に寄与し、併せて事業経営と地域経済の健全な発展に寄与することを目的とした事業を行う。

これらの目的を達成するため、「青色申告の普及と組織の拡充強化に関する事業」、「納税道義の高揚と指導に関する事業」、「税制及び税務に関する調査研究並びに建議に関する事業」、「広報活動に関する事業」及び「友誼団体との連携に関する事業」を柱とした事業を着実に実施する。

本年度も会員指導を中心に活動を展開し、会員に寄り添った活動を継続していく。

以上の基本的認識にたつて、令和7年度の基本方針とします。

2. 事業計画

(1) 青色申告の普及と組織の拡充強化に関する事業

① 青色申告制度の普及推進を通じ

て健全な納税者を育成し、国税当局と協力して「公益団体」としての活動の充実を図ります。

② 青色申告会の広報活動を通じて年間を通じた積極的な会勢拡大運動を展開すると共に、地域のイベント等に参加し、納税者へのPRや地域社会の活性化に努力し会員増強を図ります。

③ 会員の福祉の向上を推進し、会財政基盤のさらなる充実を図ります。

(2) 納税道義の高揚と指導に関する事業

① パソコン活用の充実と複式簿記の推進をより一層強化し、青色申告特別控除65万円利用拡大に継続して取り組みます。

② 会員(一般納税者を含む)の多様なニーズに対応するために充実した説明会、指導会等を開催すると共に国税電子申告制度(e-Tax)の普及推進を一層強化し、本人送信の拡大と送信サポートに関する情報共有を推進し、税制改正に対応すべく青色申告特別控除65万円の申告件数の増加を継続して目指してまいります。

③ 「税を考える週間」に各種行事を企画し実施します。

(3) 税制及び税務に関する調査研究並びに建議に関する事業

① 個人事業者をめぐる税制やいわ

ゆる都市型税制のあり方について、青色申告者の立場から要望運動に取り組みます。

また、(一社)東青連が進める税制改正運動については、協力参加を前提に積極的な提言をしていきます。

② 平成26年1月から施行された記帳及び帳簿保存義務の拡大に対応して、白色申告者を対象に周知を図るため説明会等を開催し、青色申告の普及により今後の展望を拡大し会勢拡大に繋げてまいります。

③ 適格請求書等保存方式(インボイス制度)に対応するために継続的に説明会を開催し、登録申請等のサポートに努めます。

(4) 広報活動に関する事業

会員に対し税に関する情報及び経営に関する情報等幅広い広報活動をを行い、健全な税務知識の普及と啓蒙に努力します。

(5) 友誼団体との連携に関する事業

本年度も東京税理士会四谷支部との連携を深め、連絡協定の充実を図ります。

青色申告会にできる地域社会における役割を積極的に果たし、地域社会の発展、向上のために税務関係諸団体並びに近隣の青色申告会と連絡、協調を図り公益活動を展開してまいります。特に(一社)新宿青色申告会とは引き続き業務提携、

◎ 労働保険に加入しましょう。 ◎

2025年度労働保険の年度更新期間は、2025年6月2日(月)～7月10日(木)です。

①常勤、パート、アルバイト派遣等の名称や雇用形態に関わらず、労働者を1人でも雇っている事業場は、労働保険(労災保険・雇用保険)へ加入する義務があります



②当会では、労働保険事務組合として、労働保険の事務の委託を受けています。

どうぞ、ご利用ください。 ☎03-3351-6195

労災保険…労働者が業務上の事由又は通勤が原因で負傷したり、病気に見舞われたり、あるいは不幸にも死亡された場合に被災労働者やご遺族を保護するため必要な保険給付を行うものです。

雇用保険…労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合等、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行うものです。

合同事業を行うなど交流を図ってまいります。以上

第十四回 定時総会のお知らせ

日時 2025年 6月9日(月) 午後5時より

会場 グランドヒル市ヶ谷 新宿区市谷本村町4-1 電話 03-3268-0111

- 議案 (1) 2024年度事業報告承認の件 (2) 2024年度決算報告並びに監査報告承認の件
- (3) 2025年度事業計画(案)承認の件 (4) 2025年度収支予算(案)承認の件
- (5) 会費改定(案)承認の件 (6) その他会運営に必要な件



会長 伊東 克朗

※総会に続き、懇親会出席の方は会費6千円を頂戴いたします。なお、総会に御出席頂ける方は、会場準備の都合上、5月30日(金)までに事務局にご連絡を頂きますようお願いいたします。

-活動報告- (2/17~4/30)

2/17~3/17 青色コーナー

3/17 所得税確定申告終了

3/31 消費税確定申告終了

正副会長会議

4/23 青色ドック



夏期の職員の服装について

《5月1日~10月31日》



上記の期間は、職員の服装が暑さをしのぎやすい軽装になります。

ご理解の程、宜しくお願致します。



青色申告会がパナソニック ホームズと提携



会員様限定

特典多数 ご用意しています。ぜひ、四谷青色申告会へご相談ください!

小規模事業者経営改善資金

- ※1 商工会議所の推薦に基づき融資される日本政策金融公庫の融資制度です。推薦には条件があります。
- ※2 新宿区より、初回から36回までの利子支払い額の30%を補助します。

- 融資限度額 2,000万円
 - 金利 2.00%(2025年4月1日現在)
 - 担保・保証人 不要(保証協会の保証も不要)
 - 返済期間 運転資金、設備資金10年以内(据置期間2年)
- ※融資限度額、返済期間の取り扱いは、2026年3月31日の日本政策金融公庫受付分までとなります。

<問合せ先>

東京商工会議所 新宿支部(TEL:3345-3290)

住所:新宿区西新宿6-8-2 BIZ 新宿4F

※東京商工会議所の会員・非会員の方を問わずご利用できます。

法律相談

原則:第二~第四火曜日 13~16時
弁護士による無料相談
予約が必要ですのでお電話で下記へ。
(事業の相談に限ります)

経営相談

平日 9:30 ~17:00

会員特典 一般社団法人 四谷青色申告会の 3つの終活サービス

安心の全国対応 24時間365日 相談無料

制度運営 株式会社 全国儀式サービス

①「葬儀支援サービス」
万が一の際に、全国共通の葬儀基本セットを安価で提供。電話1本で全国の厳選した葬儀社をご紹介。
☎0120-421-493

②「家族のための生前整理・遺品整理」
ご家族に代わって、お部屋の片付けのお手伝い。電話1本でお近くの専門会社をご紹介。
☎0120-204-122

③「家族のための相続手続」
不動産・預貯金などの名義変更はお任せください!年間10,000件を超える相続手続きを手がけてきたNCPグループをご紹介。
☎0120-204-122



金八さんのお茶席談

「売れている人は早ら」

落語協会の事務局2階で「黒門亭」という小さな落語会を毎週土日に開催しています。

これは落語協会だけでも真打が300人近く在籍しているのに、都内には寄席が四軒しかないのです、どうしても出演できる芸人は一握り...いや、ひとつまみになります。落語家は落語を演じる場所がないことにはどうにもなりません。そこで芸人有志が委員会を立ち上げて、落語協会主催公演として事務局の二階座敷を会場に木戸銭を抑え「落語錬成道場」を謳って、芸人たちが運営していくミニ寄席を発足させました。ちょうどその頃は、自宅の場所から「矢来町」と称された昭和の名人、古今亭志ん朝師や、まさに大往生！柳家小さん師が相次いで他界し、危機感があったのも事実です。個人事業主のカタマリで、とかくまとまらない落語家連中が超党派で頑張ったんですから。それから23年。落語会も健全に新陳代謝、世代交替が進んだのではないでしょう。おなじみの人気番組「笑点」のメンバーも若返ったし、今、人気のある落語家も昔ながらの名人、大看板という感じではなく、それぞれの個性を活かした落語で、「コアなお客様をカッチリ掴んでいく...いわば「推し」と呼ばれる人たちに支えられていく...という



三遊亭金八

タイプが主流で、古典の作品を昔からの力タチを守って演じていくのではなく、自分の解釈で斬をどんどん変え、ギャグも惜しみなく挟む。マクラでもたっぷり笑わせる。あるいは斬を自分で作って演じる、創作新作の動きが盛んです。もっと加速するでしょう。女性の落語家もだんだん浸透し、女性目線での落語ももっと広がるでしょう。「マクラ、新作、創作、女性」このへんがトレンドですね。そして前述の「黒門亭」では不肖金八メが「副委員長」という肩書で毎月「顔付け」を行っています。早い話、一人ひとりの電話をかけ「何月何日何時の出演、出られますか？」という出演を依頼して、番組プログラムを組み上げる作業です。毎月10人くらいで手分けして、全体で少なくとも80人、多いときには100人を超える芸人にオファーをかけます。2時間で終われば早いほう、3時間を超えることもザラです。そこで得た教訓「売れっ子ほど返事が早い！」忙しい芸人さんほど留守電の返事が早いんです。逆にダメな奴ほど返事が遅い！来ない！グズグズ言う(笑)。留守電メールラインの返事一つでも、その人を写す鏡です。

青色申告特別控除65万円の適用を受ける会員の皆様へ

確定申告期間中に申告期間前の記帳指導を受けずに青色申告特別控除65万円の適用を受けるため1年分の記帳内容を確認するとなると、1人当りの指導時間1時間の枠内で完結することは難しくなってきます。その結果、時間を延長して指導を続けるか若しくは再度予約をとっていただくことになり、それは他の会員の方をお待たせすることと予約日を減らすことに繋がってしまいます。会員の皆様、申告期間前の記帳指導を必ず受けていただきますよう何卒よろしくお願い申し上げます。!! (完全予約制です。)



新宿都税事務所からのお知らせ

5月は自動車税種別割の納期です

令和7年度の自動車税（種別割）納税通知書は、5月1日（木）に発送します。
6月2日（月）までにお納めください。

<ご利用になれる主な納税方法>

※ご利用の前に、主税局ホームページにて各納税方法の注意事項をご確認ください。

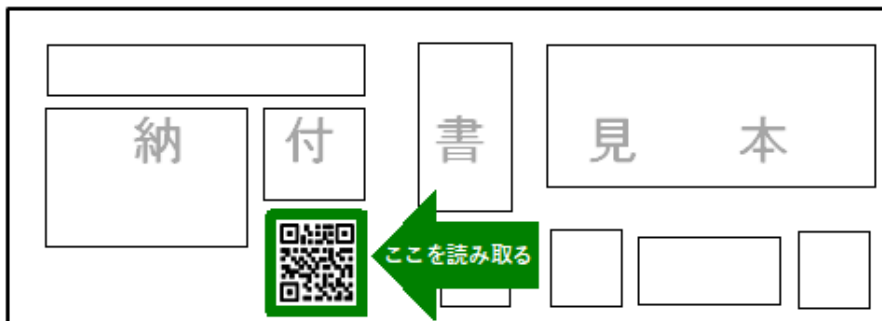
おうちで今、納付できます！！

スマホアプリ

納付書のeL-QRを読み取るだけで納付ができます。

クレジットカード
インターネットバンキング

地方税お支払サイトのeL-QR 読取画面から納付書のeL-QRを読み取り、支払手続をすると納付ができます。



納付書の下部に eL-QR が掲載

ペイジーマークのついている納付書は、対応する金融機関のインターネットバンキングやモバイルバンキング、ATMから直接納付することができます。他にもコンビニエンスストア、金融機関、郵便局、都税事務所等の窓口でも納付いただけます。

～車検時に納税証明の提示を省略できます～

車検を受ける運輸支局・自動車検査登録事務所等にて自動車税種別割の納税確認を電子的に行うことができます。（ただし、納付後、運輸支局等で納税確認ができるまで、最大10日程度かかります。）
車検が近い等お急ぎの場合は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアで納付の上、納税通知書右端の納税証明をご利用ください。

【お問合せ先】

東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066（平日9時～17時）

主税局HP
都税の支払い方法



東京都新宿都税事務所（相談広報担当）
新宿区西新宿7-5-8（03-3369-7151）



2割特例を適用できなくなった場合も、消費税簡易課税制度選択届出書を提出することで、簡易課税制度を選択することができます。

➢ 2割特例を適用した課税期間の翌課税期間から簡易課税制度を選択する場合には、適用を受けたい課税期間の末日までに消費税簡易課税制度選択届出書を提出することで、簡易課税制度を適用できる特例が設けられています。



本特例による消費税簡易課税制度選択届出書の提出期限
⇒ 適用を受けようとする課税期間の末日



※ 原則的な消費税簡易課税制度選択届出書の提出期限は、適用を受けようとする課税期間の初日の前日となります。

第14回定時総会 第2号議案及び第4号議案

(単位:円)

科 目	決算額	予算額
I 事業活動収支の部		
1. 事業活動収入		
①会費収入	31,964,000	39,000,000
会費収入	31,889,000	38,850,000
入会金収入	75,000	150,000
②事業収入	8,835,653	9,000,000
指導料収入	5,101,265	5,200,000
・特別指導料収益	685,000	800,000
・指導謝金	515,365	600,000
・決算サポート料	3,900,900	3,800,000
青色帳簿売上収入	123,000	200,000
共済等収入	3,611,388	3,600,000
・小規模企業共済手数料	90,587	100,000
・青色共済手数料	2,797,910	2,700,000
・労働保険手数料	722,891	800,000
(うち報奨金収入)	389,000	
③寄付金収入	420,681	0
寄付金収入	420,681	
④雑収入	1,283,005	1,200,000
受取利息収入	5,412	10,000
特定預金受取利息収入	1,609	10,000
雑収入	1,275,984	1,180,000
事業活動収入計	42,503,339	49,200,000
2. 事業活動支出		
①事業費支出	29,042,496	33,010,000
指導関係支出	796,846	800,000
・指導連絡費支出	796,846	800,000
組織拡充支出	652,570	800,000
・活動補助費支出	552,570	600,000
・女性部活動費支出	100,000	200,000
調査・活動支出	57,000	100,000
・調査研究費支出	57,000	100,000
広報・宣伝支出	1,015,219	1,000,000
・会報費支出	382,400	400,000
・広報費支出	632,819	600,000
・講習会費支出	208,667	250,000
・慶弔費支出	48,000	200,000
・表彰費支出	166,200	250,000
連合会関係支出	1,737,722	1,800,000
・東青連分担金支出	1,368,942	1,400,000
・全青色分担金支出	368,780	400,000
青色帳簿購入支出	0	400,000
租税公課支出	206,500	300,000
事業人件費支出	19,154,511	20,110,000
・職員給与手当支出	14,974,253	16,200,000
・法定福利費支出	2,112,570	2,250,000
・福利厚生費支出	782,589	1,300,000
・中退金掛金支出	360,000	360,000
・退職金支出	925,099	0
指導講習費支出	4,999,261	7,000,000

科 目	決算額	予算額
②管理費支出	15,997,378	18,370,000
管理人件費支出	6,384,835	6,770,000
・職員給与手当支出	4,991,417	5,400,000
・法定福利費支出	704,189	750,000
・福利厚生費支出	260,863	500,000
・中退金掛金支出	120,000	120,000
・退職金支出	308,366	0
会議費支出	1,215,301	1,500,000
・総会費支出	973,301	1,000,000
・役員会費支出	242,000	400,000
・委員会費支出	0	100,000
一般管理費支出	8,397,242	10,100,000
・会館管理費支出	2,286,844	2,500,000
・租税公課支出	567,535	700,000
・水道光熱費支出	547,877	600,000
・消耗品費支出	933,302	1,200,000
・印刷費支出	369,325	500,000
・通信費支出	1,386,380	1,500,000
・減価償却費支出	0	0
・旅費交通費支出	145,640	250,000
・車両費支出	0	100,000
・図書費支出	232,680	250,000
・リース料支出	914,244	1,200,000
・雑費支出	452,511	600,000
・振込手数料支出	560,904	700,000
事業活動支出計	45,039,874	51,380,000
事業活動収支差額	-2,536,535	-2,180,000
II 投資活動収支の部		
1. 投資活動収入		
①基本運営引当預金取崩収入	5,000,000	0
基本運営引当預金取崩収入	5,000,000	0
②特定資産取崩収入	3,000,180	0
青色申告普及基金取崩収入	0	0
退職給付引当預金取崩収入	2,000,180	0
減価償却引当預金取崩収入	1,000,000	0
投資活動収入計	8,000,180	0
2. 投資活動支出		
①特定資産取得支出	5,000,005	720,000
青色申告普及基金取得支出	2,783,221	360,000
退職給付引当資産取得支出	2,216,784	360,000
減価償却引当資産取得支出	0	0
②固定資産取得支出	0	1,000,000
什器備品購入支出	0	1,000,000
投資活動支出計	5,000,005	1,720,000
投資活動収支差額	3,000,175	-1,720,000
III 財務活動収支の部		
1. 財務活動収入		
①借入金収入	0	0
長期借入金収入	0	0
財務活動収入計	0	0
2. 財務活動支出		
①借入金返済支出	0	0
長期借入金返済支出	0	0
財務活動支出計	0	0
財務活動収支差額	0	0
IV 予備費支出	0	414,465
当期収支差額	463,640	-4,314,465
前期繰越収支差額	3,850,825	4,314,465
次期繰越収支差額	4,314,465	0

第5号議案 会費改定（案）承認の件

1. 変更の理由

平成3年に正会員の会費を月額2,000円（年額24,000円）に決定してからすでに34年が経過しました。

この間消費税の税率アップ、昨今の物価の高騰、決算時の人員確保また今後の財政事情等を考慮して令和6年12月開催の理事会において2. 変更の箇所のとおり改定することに決定いたしました。

2. 変更の箇所

下記の通り会費規則を変更する。

(1) 会費規則

1. 現行会費

(1) 正会員	月額 2,000円	年額 24,000円
(2) 準会員	月額 1,000円	年額 12,000円

2. 改定会費

(1) 正会員	月額 3,000円	年額 36,000円
(2) 準会員	月額 2,000円	年額 24,000円

* 改定時期は令和7年10月からとする。